

# 行政手続きのオンライン化等

## ②製品安全に関する手続きの 電子化について

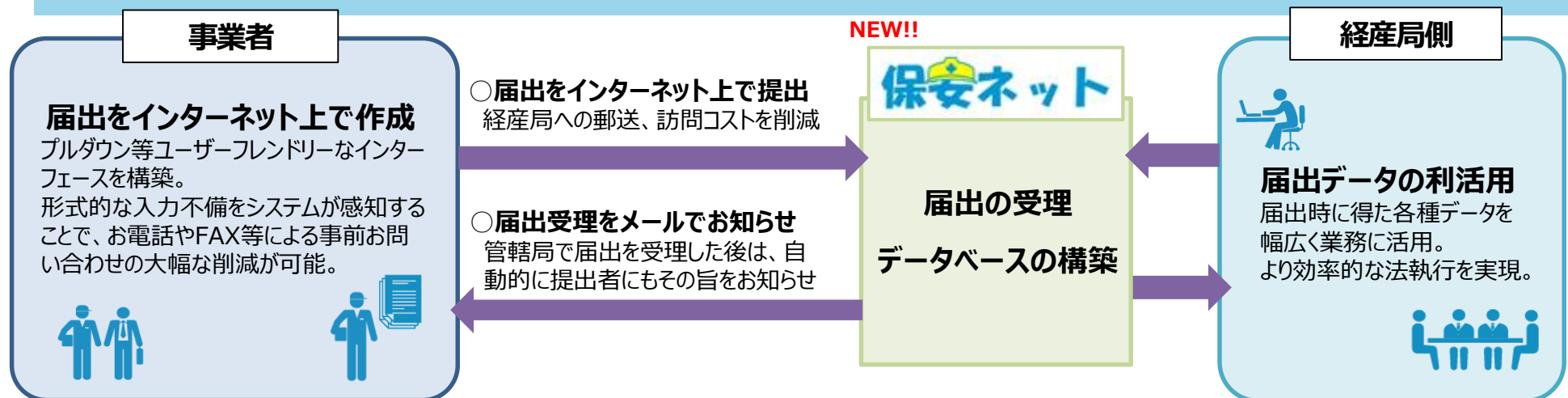
2021年3月

経済産業省

産業保安グループ<sup>o</sup> 製品安全課

# 産業保安・製品安全関連法令手続の電子申請システム（保安ネット）の概要

- 産業保安・製品安全関連法令（電気、LPガス、都市ガス、火薬類、鉱山、製品安全）に基づく申請・届出等の件数は年間25万件以上。これまで、その全てが紙で提出されていた。
- 官民双方における抜本的な業務効率化を図るため、高いユーザビリティを持つ電子申請システム『保安ネット』の開発を2018年度から開始し、2019年度にシステムが完成した（製品安全関連法令では2020年2月より運用を開始）。
- 事業者においては、届出書の作成や提出がインターネット上で行えるようになり、届出書の内容不備の確認や経済産業局への訪問、問い合わせに係るコストが軽減される。経済産業省においては、一元的に届出書の受理やデータの管理ができるようになり、形式的な業務が大幅に削減される。
- 新型コロナウイルスの感染が終息していない中、一層、規制に係る申請・届出等の電子化を加速し、企業の社員が役所に赴かないと手続きができないような状況を急ぎ変えていくことが極めて重要になっている。したがって、保安ネットの更なる推進は重要。
- 製品安全分野の2021年1月の届出オンライン化率（電子届出数／紙及び電子届出数；月次）は33%。今後、一層のオンライン化率向上に取り組んでいく。



# 行政手続電子化への要請の高まり

- コロナ禍を背景に、政府全体で行政手続電子化の更なる推進が求められている。
- デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）では、保安ネットでオンライン化した手続きのうち「オンラインによる届出等の割合」を2020年度末までに50%とする、とのKPIが定められているところ。（前年度のKPIは40%）

## 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）

### 第2章 取り組む施策

#### Ⅱ. ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現

##### 1. デジタル改革・グリーン社会の実現

##### ⑤ デジタル改革に向けた規制改革の推進

##### ○書面・押印・対面の見直し（全府省庁） 抜粋

性質上、オンライン化が適当ではないものを除き、全ての行政手続について、5年以内にオンライン化を行う。手続件数が特に多い分野や事業者からの要望が多い分野について、オンライン利用率を大胆に引き上げる。

## デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）

### 別紙3 更なる利便性の向上を図る行政手続等

#### Ⅱ 国民等、民間事業者等と国等との間の手続

##### 22. 産業保安・製品安全法令に基づく手続の利用率向上（◎経済産業省）

産業保安・製品安全法令（電気、LPガス、都市ガス、火薬類、鉱山及び製品安全関係）に基づく一部の手続について、2020年（令和2年）1月から順次、産業保安・製品安全法令電子申請システム（保安ネット）によるオンラインによる届出等を開始している。

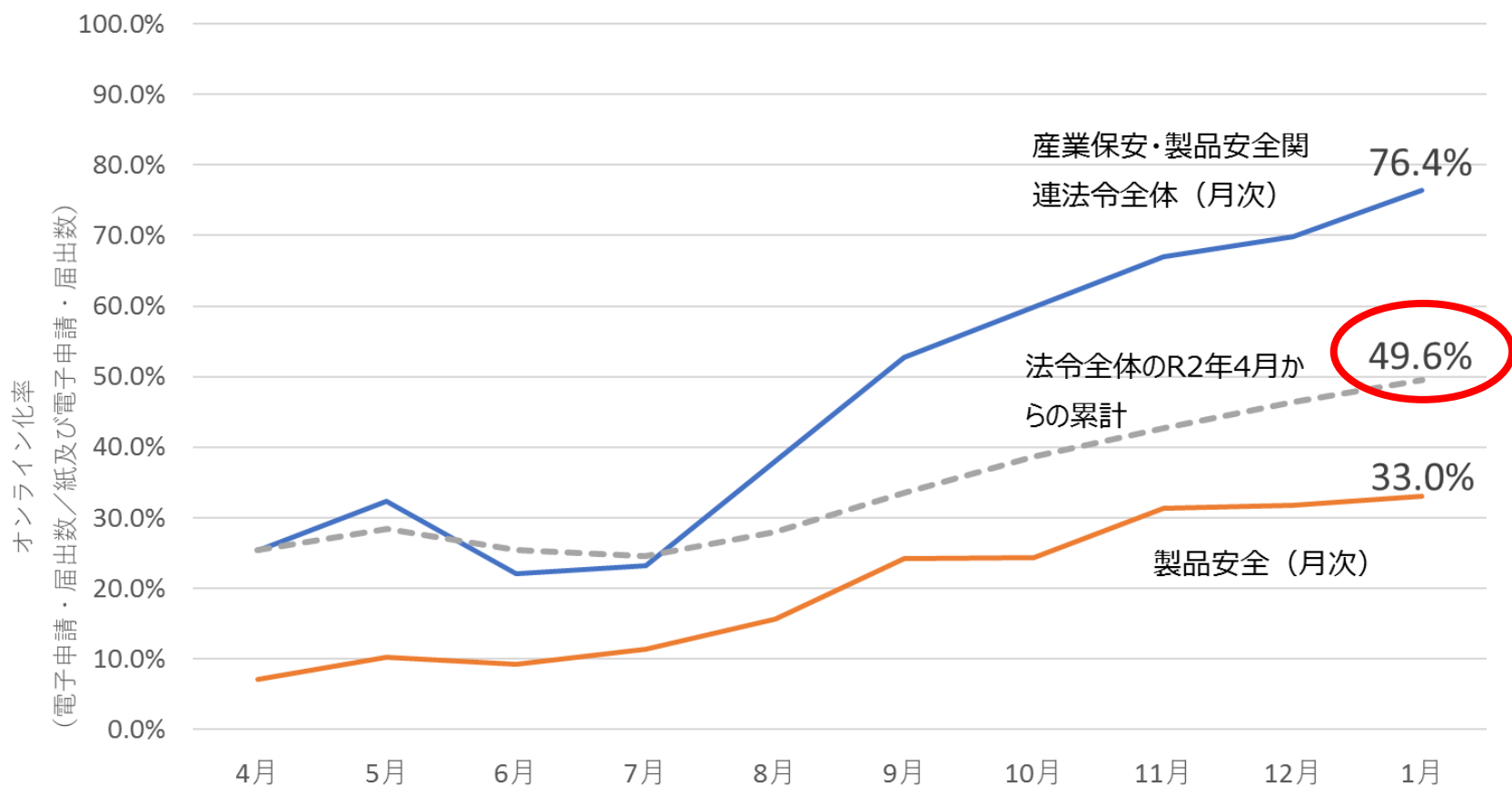
今後、オンライン利用率向上に向けて更なる周知広報を行うとともに、対象手続の拡大に向けた検討を実施する。

KPI：オンライン化した手続きのうち、オンラインによる届出等の割合（2020年度（令和2年度）末まで：50%）

# 今年度のオンライン化率の推移

- 製品安全分野の届出オンライン化率（月次）は令和2年度当初から大きく上昇。
- 産業保安・製品安全関連法令全体（年度累積）でもデジタル・ガバメント実行計画のKPI（2020年度末までに50%）達成に向けて着実に上昇。

申請・届出のオンライン化率の推移



# オンライン手続きの拡大・更なるオンライン化率の向上

- 感染症対策の観点から、令和2年6月より、保安ネットによる電子申請の対象となっていない  
手続についても、インターネットを利用した申請書類・添付書類のPDFファイルの提出が可能と  
なる申請フォーム（簡易申請フォーム）を設置。
- 令和3年以降も、普及のための周知広報・システム改修によるユーザビリティ向上等により、更なるオンライン化率の向上を目指す。

## <簡易申請フォームのイメージ>

## <簡易電子申請のスキーム>

